## 産 業 大 分 類 新 旧 早 見 表

新								
Α	農業・林業							
В	漁業							
С	鉱業・採石業・砂利採取業							
D	建 設 業							
Е	製 造 業							
F	電気・ガス・熱供給・水道業							
G	情報通信業							
Н	運輸業・郵便業							
I	卸売・小売業							
J	金 融 業 · 保 険 業							
K	不動産業・物品賃貸業							
L	学術研究、専門・技術サービス業							
M	宿泊業、飲食サービス業							
N	生活関連サービス業、娯楽業							
Ο	教育、学習支援業							
Р	医療、福祉							
Q	複合サービス事業							
R	サービス業(他に分類されないもの)							
S	公務(他に分類されるものを除く)							
Т	分類 不能の産業							

IΒ								
A	農			業				
В			業					
С	漁			業				
D	鉱			業				
Е			設 業					
F		製		造	業	<u>.</u>		
G	電気・	・ガフ	、• 촭	热 供	給・7	k道 業		
Н	情	報		通	信	業		
I		運		輸	業	É		
J	卸	売	•	小	売	業		
K	金	融	•	保	険	業		
L	不		動	薠	<u>z</u>	業		
M	飲	食」	吉	、 1	官 淮	業		
N	医	療		`	福	祉		
О	教育	育、	学	習	支	爰 業		
P	複合	う サ	_	ピ	ス	事 業		
Q	サービ	ス業(	他に	分類	されな	いもの)		
R	公務(	他に	分类	頂され	れなレ	いもの)		
S	分	類	下	能	の産	業		

平成19年11月改訂の「日本標準産業分類」は、情報通信の高度化、経済活動のサービス化の進展、 事業経営の多様化に伴う産業構造の変化に適合するよう全面的に見直したものである。

#### <主な改訂内容>

#### 1「農業・林業」

全産業に占める農業及び林業の割合及び農業と林業に係る施策の現状等を踏まえ,「農業」と「林業」を統合し,大分類「農業,林業」を新設。

### 2「鉱業,採石業,砂利採取業」

「鉱業」における「採石業、砂・砂利・玉石採取業」の事業所数が約84%と大半を占める状況を踏まえ、名称を「鉱業、採石業、砂利採取業」に変更。

#### 3「運輸業,郵便業」

郵便事業株式会社の発足及び活動の方針を踏まえ、I-運輸業に中分類「郵便業」を新設し、 その多くが運輸業関係者である「信書送達業」を、H-情報通信業から分離、統合し、新設。

#### 4「不動産業,物品賃貸業」

ファイナンス・リースを含む「物品賃貸業」の活動が、売買、賃貸、管理といった「不動産業」の活動により近くなったこと、近年、不動産リースが行われていることなどを踏まえ、Qーサービス業(他に分類されないもの)」の中分類「物品賃貸業」とLー不動産業を統合し、新設。

#### 5「学術研究,専門・技術サービス業」及び「生活関連サービス業,娯楽業」

Qーサービス業は,前回改定後による分割後も増加を続け,事業所数は全産業の約5分の1,従業者数は全産業の約5分の1,従業者数は約6分の1を占め,各種経済活動が混在。

学術研究,専門・技術サービス及び広告に関する分野は,事業経営の高度・専門化及び多様 化等に伴い,産業規模が拡大していることなどから,Qーサービス業から分離して,大分類を新設。 生活関連サービス業,娯楽業に関する分野は,生活様式の変化に伴う消費者ニーズ多様化, 余暇時間の増大等に伴い,産業規模が増大していることから,Qーサービス業から分離して新設。

# 6 「宿泊業, 飲食サービス業」の統合・再編

客の注文で調理した飲食品を提供するテイクアウト・デリバリーサービス等の比率が高くなったことを踏まえ、Jー卸売・小売業からそれらを分離し、Mー飲食店、宿泊業と統合し、新設。